【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年10月20日

 【会社名】
 株式会社JDSC

【英訳名】 Japan Data Science Consortium Co. Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 加藤 聡志

【本店の所在の場所】 東京都文京区小石川一丁目4番1号 住友不動産後楽園ビル16階

【電話番号】 03-6773-5348

【事務連絡者氏名】 取締役CFO コーポレート部門長 平井 良介

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区小石川一丁目4番1号 住友不動産後楽園ビル16階

【電話番号】 03-6773-5348

【事務連絡者氏名】 取締役CFO コーポレート部門長 平井 良介

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,489,600,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,600,000	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社に おける標準となる株式であります。 また、単元株式数は、100株であります。

- (注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、2025年10月20 日付の取締役会決議によります。
 - 2 当社と割当予定先であるソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。)は、2025年10月20日付で「資本提携及び業務提携協定書」(以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく提携を以下「本資本業務提携」といいます。)を締結します。
 - 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,600,000	1,489,600,000	744,800,000
一般募集	-	-	-
計 (総発行株式)	1,600,000	1,489,600,000	744,800,000

- (注)1 第三者割当の方法によります。
 - 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上増加する資本金の額の 総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、744,800,000円であります。

(2)【募集の条件】

(-) 1338433411							
発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日		
931	465.5	100株	2025年11月 5 日 ~ 2025年11月 7 日		2025年11月7日		

- (注)1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
 - 3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに、当社とソフトバンクとの間で総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
 - 4 払込期日までにソフトバンクとの間で総数引受契約が締結されない場合は、本第三者割当は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社JDSC コーポレート部	東京都文京区小石川一丁目4番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 五反田支店	東京都品川区東五反田一丁目14番地10号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,489,600,000	6,010,480	1,483,589,520

- (注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用及び弁護士費用等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
人材投資	1,261	2025年11月~2030年10月
経営基盤強化	223	2025年11月~2030年10月
合計	1,484	-

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、ソフトバンクとの協業を通じ、パートナーシップ関係を構築し、新たなサービスの共同開発や両社の事業を拡大させることを目指しています。当社では2025年6月末時点で当社の現預金は約18億円と強固な財務基盤を有しておりますが、ソフトバンクと本協働を進め、事業拡大を図るために新たな資金が必要となりました。上記の手取概算額1,483,589千円については、人材投資や経営基盤の強化に充当する予定であります。人材投資については、優秀な人材の確保が必要なことから、新たな人材の採用を目指して採用費等の人件費に投資してまいります。優秀な人材の確保により、パートナー企業との共同研究開発(Joint R&D)を推進することで、AI・データサイエンス等を活用した新たなサービス開発を行ってまいります。経営基盤の強化では、質の高いサービスを提供し続けるべく、組織の拡大に備えた社内体制の整備・強化(オフィス拡張など)に成長投資として投下していく予定であります。具体的な時期については、当社とソフトバンクとの間で締結する業務提携に関する各個別契約において決定することから、いずれも支出の正確なタイミングを予測することは一定の限界があるため、支出予定時期は、会計期間ごとに記載するのではなく、一定程度確実に支出が見込まれる期間を記載しています。なお、支出予定時期が変更になった場合は、速やかに開示いたします。

第2【売出要項】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

		名称	ソフトバンク株式会社
		本店の所在地	東京都港区海岸1-7-1
a	割当予定先の概要	直近の有価証券報告書等の 提出日	(有価証券報告書) 事業年度第39期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月25日 関東財務局長に提出
		出資関係	該当事項はありません。
b	提出者と	人事関係	該当事項はありません。
	割当予定先との間	資金関係	該当事項はありません。
	の関係	技術又は取引等関係	当社は、割当予定先から、AIソリューション開発に関するコンサルティング業務を受託しています。また、中長期戦略パートナーシップを前提とする資本業務提携を2025年10月20日に締結しております。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途時点を明記していない限り、2025年10月 20日現在のものであります。

c 割当予定先の選定理由

当社グループは、「UPGRADE JAPAN」をミッションとして掲げ、「AIでデータの真価を解き放ち産業の常識を塗り替える」というビジョンを実現すべく、データサイエンスや機械学習、AIといった最先端の技術を社会に実装することを目指しております。

上記ビジョンの下で、当社グループは、各産業を代表するパートナー企業と共同で産業全体に共通する課題を解決するAI関連のサービスやソリューションを多数創出しております。当社グループとしては、AIを単なる先進技術としてではなく、実際に利益やキャッシュ・フロー等の観点で定量的な改善効果を創出し、産業共通課題を解決する手段として社会に実装することを目指しております。

また、当社グループは、ビジネスデベロップメント、データサイエンス及びエンジニアリングの三位一体のチーム体制により、産業課題の掘り起こし、AIによる解決策の提示、AIアルゴリズムの開発及びAIソリューションの実装までを包括的に推進しております。

ソフトバンクは、「情報革命で人々を幸せに」というソフトバンクグループの経営理念の下、ライフスタイルやワークスタイルに変革をもたらす、さまざまな通信サービスやソリューションを提供しています。また、2023年5月に「デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業」を目指すという長期ビジョンを公表しました。このビジョンの実現に向けて、分散型AIデータセンターやAIとの共存社会を支えるデジタルインフラの整備、通信ネットワークの高度化などに取り組み、来たるAI社会を支える基盤の構築とAIの社会実装を推進しています。

当社グループとソフトバンクは、AI関連ソリューションや、ソフトバンクの子会社であるGen-AX株式会社のAIソリューションの開発などにおいて、技術面および人材面で連携するなど、これまでもAI領域において協業をしてきました。

本資本業務提携により、優秀な人材を獲得・育成するための人材投資や研究開発等への投資資金に充当することは、当社グループの競争優位性や収益性のさらなる向上に繋がり、ひいては企業価値の向上が期待されます。一方で、ソフトバンクは、最先端のAI技術やデータサイエンスに関する知見と優れた技術力に加えて、日本の産業課題に対する深い見識を備え、国内の有力企業との協業実績を有する当社を、AI事業における重要なパートナーの1社として位置づけており、今後、当社グループの強みを生かしながら、AIエージェントをはじめとする革新的ソリューションの社会実装を推進していくべく、本資本業務提携を決定しました。

当社グループとソフトバンクは、本資本業務提携を行うことで、AI領域における中長期的な戦略パートナーとして協働し、来たるAGI(汎用人工知能)時代を見据えて、最先端AI技術の社会実装を加速させることで、日本のあらゆる産業における企業変革と抜本的な生産性の向上とともに、社会へのより一層の貢献を目指してまいります。

具体的な業務提携内容として、当社グループとソフトバンクは資本提携及び中長期的な業務提携により、個々の企業のシステム・データを統合し企業ごとにカスタマイズされた最先端AI技術の活用を支援するとともに、顧客向けのAIエージェント開発及び関連業務に関する協働(以下「本協働」といいます)を目的として、当社のビジネスデベロップメント、データサイエンス及びエンジニアリングの三位一体のチーム体制を強化いたします。中長期AI戦略パートナーとしてより連携して、顧客向けエージェントをはじめとする革新的ソリューションの社会実装を推進し、これらに加え、当社グループとソフトバンクの更なる業務提携の深化についても検討や協議を進めます。

d 割り当てようとする株式の数 当社普通株式 1,600,000株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当により取得する当社株式を長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、ソフトバンクから、本第三者割当の払込みに要する資金を保有している旨の表明を受けております。また、当社は、ソフトバンクが2025年8月5日付で公表している「2026年3月期 第1四半期決算短信(連結)」に記載の要約四半期連結財政状態計算書により、同社が本第三者割当の払込みに要する充分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としても、同社における本第三者割当の払込みのために必要な資金等の状況に問題はないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

ソフトバンクは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、ソフトバンクが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、2025年7月2日)の「内部統制システム等に関する事項」「2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況が記載されており、当社において当該内容及び基本的な方針を確認しております。さらに当社は、ソフトバンクの担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本株式の払込金額については、割当予定先との協議により、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の終値(2025年10月17日)における東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値である931円といたしました。

取締役会決議の直前取引日の終値を採用したのは、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」 (平成22年4月1日制定)に準拠し、また直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては 現時点における当社の客観的企業価値を適切に反映していると判断したためです。

本第三者割当の発行価格は、本取締役会決議日の直前 1 か月間 (2025年 9 月18日から2025年10月17日まで)の終値単純平均である929円に対しては0.2%のプレミアム、直前 3 か月間 (2025年 7 月18日から2025年10月17日まで)の終値単純平均である1,034円に対しては10.0%のディスカウント、同直前 6 か月間 (2025年 4 月18日から2025年10月17日まで)の終値単純平均である1,038円に対しては10.3%のディスカウントとなります。

なお、当社監査役3名全員(全員が社外監査役)から、本新株式の払込金額の決定方法は、当社の普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていると確認を得ております。また、当該決定方法により決定された本新株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないものとする取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により割り当てる本新株式の数は1,600,000株(議決権数16,000個)であり、2025年5月13日決議のAZ-COM丸和ホールディングス株式会社に対する第三者割当による新株発行分584,000株(議決権数5,840個)を加味した2025年6月30日現在の当社発行済株式総数14,417,000株を分母とする希薄化率は11.10%(2025年6月30日現在の当社議決権総数140,242個を分母とする希薄化率は11.41%、株数及び議決権比率とも小数点以下第2位を四捨五入)に相当します。また、本有価証券届出書提出日前6か月以内である2025年7月1日付でAZ-COM丸和ホールディングス株式会社に対して割り当てられた株式数584,000株(議決権5,840個)を、本第三者割当増資により増加する株式数に合算した総株式数は2,184,000株(議決権数21,840個)であり、2025年6月30日時点の当社発行済株式総数からAZ-COM丸和ホールディングス株式会社に対して割り当てられた株式数584,000株(議決権5,840個)を控除した発行済株式総数である13,833,000株及び議決権数134,402個を分母とする希薄化率は15.80%(議決権ベースの希薄化率は16.25%、株数及び議決権比率とも小数点以下第2位を四捨五入)に相当します。しかしながら、本第三者割当は、当社と割当予定先との間の本資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携を履行することは、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。

以上より、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は、かかる目的達成のうえで合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対決を 議決権数の 割合(%)
加藤 聡志	東京都文京区	3,936,900	28.07	3,936,900	25.20
特定金外信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号	1,749,300	12.47	1,749,300	11.20
ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	-	-	1,600,000	10.24
淵高晴	東京都港区	1,028,000	7.33	1,028,000	6.58
AZ-COM丸和ホールディングス株 式会社	埼玉県吉川市旭7番地1	584,000	4.16	584,000	3.74
SCSK株式会社	東京都江東区豊洲3丁目2番20号	413,200	2.95	413,200	2.64
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	367,820	2.62	367,820	2.35
橋本 圭輔	東京都中央区	278,600	1.99	278,600	1.78
鳥井 俊之	北海道函館市	264,100	1.88	264,100	1.69
BNYM SA/NV FOR BNY M FOR BNYM GCM CLI ENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱U F J 銀行)	2 KING EDWARD STRE ET, LONDON EC1A 1H Q UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目 4番5号)	247,228	1.76	247,228	1.58
計	-	8,869,148	63.24	10,469,148	67.01

- (注) 1「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年6月30日現在の株主名簿を基準とし、2025年5月13日決議のAZ-COM丸和ホールディングス株式会社に対する第三者割当による変動を反映しております。
 - 2 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、 小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第7期)の提出日(2025年9月24日)以後、本有価証券届出書提出日(2025年10月20日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。 (2025年9月26日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2025年9月25日開催の当社第7期定時株主総会において、下記のとおり決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1)当該株主総会が開催された年月日2025年9月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第 1 項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

減少すべき資本金の額

2025年8月25日現在の資本金の額270,602,400円を260,602,400円減少して10,000,000円といたします。

資本金の額の減少方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式の総数を変更することなく、資本金の額を減少するものです。減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

資本金の額の減少の効力発生日

2025年11月7日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、加藤聡志、佐藤飛鳥、平井良介、田中謙司、釼持駿を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、湯本和伯、髙橋知洋、畠山登志弘を監査役に選任するものであります。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

	決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成割合	決議結果
第1号議	案	79,468	210	0	96.12%	可決
第2号議	案					
加藤	聡志	79,458	220	0	96.11%	可決
佐藤	飛鳥	79,461	217	0	96.11%	可決
平井	良介	79,309	369	0	95.93%	可決
田中	謙司	79,482	196	0	96.14%	可決
釼持 !	駿	79,311	367	0	95.93%	可決
第3号議	案					
湯本	和伯	79,336	342	0	95.96%	可決
髙橋	知洋	79,338	340	0	95.97%	可決
畠山	登志弘	79,337	341	0	95.96%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席 した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席 した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席 した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の 集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当 日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第6期)に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日(2025年10月20日)までの間における資本金の増減は以下のとおりです。

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2025年7月1日(注1)	584,000	14,417,000	249,952	263,061	249,952	2,628,390
2025年7月1日~ 2025年9月30日(注2)	130,900	14,547,900	7,541	270,602	7,541	2,635,931

- (注) 1.2025年7月1日を払込期日とする第三者割当増資の払込みにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ 249,952千円増加しております。
 - 2.新株予約権の行使による増加であります。
 - 3.2025年9月25日開催の第7期定時株主総会において、資本金の額を260,602千円減少し、その他資本剰余金に振り替えることを決議しており、2025年11月7日付でその効力が発生する予定です。
 - 4 . 上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額、資本金残高、資本準備金増減額および 資本準備金残高には、2025年10月1日から本有価証券届出書提出日(2025年10月20日)までの間に生じた新 株予約権の行使による変動は含まれておりません。

3 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第7期、提出日2025年9月24日)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年10月20日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2025年10月20日) 現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 2024年7月1日	2025年 9 月24日
	(第7期)	至 2025年6月30日	関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 株式会社 J D S C (E37175) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

第六部【特別情報】

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年9月22日

 株
 式
 会
 社
 JDSC

 取
 締
 役
 会
 御
 中

有限責任監査法人トーマツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 杉 原 伸 太 朗

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 伊 藤 裕 之

業務執行社員

<連結財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社JDSCの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社JDSC及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果 たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

メールカスタマーセンター株式会社に係る顧客関連資産及びのれんの評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

注記事項(重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、株式会社JDSC(以下、会社)は当連結会計年度の連結貸借対照表において、連結子会社であるメールカスタマーセンター株式会社(以下、MCC社)に関連する顧客関連資産を1,149,750千円、のれんを611,437千円計上しており、当該合計金額は総資産の22%を占めている。

会社は、連結貸借対照表に含まれるMCC社に係る顧客関連資産及びのれんについて、相対的に多額、かつダイレクトメールの発送費用に関する日本郵便株式会社とのゆうメール運送業務委託契約の改定等に伴い、当初事業計画における営業利益に対して実績が下回っているため、減損の兆候を識別したものの、割引前将来キャッシュ・フローの総額が顧客関連資産及びのれんの帳簿価額を上回ったことから、減損の認識は不要と判断している。

割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画は、主として既存顧客からの継続的な受注や新規顧客の獲得、効率化のための施策による利益率改善等の重要な仮定に基づいて策定しており、経営環境の変化等による影響を受ける可能性がある。

MCC社に関連する顧客関連資産及びのれんは金額的重要性が高く、かつその評価における重要な仮定には経営者の主観や判断が含まれ、将来予測には不確実性を伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

当監査法人は、MCC社に関連する顧客関連資産及びのれんの評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

- ・顧客関連資産及びのれんの評価のプロセスに関する一連の内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。
- ・株式取得時の事業計画と当連結会計年度の実績を比較 検討し、事業計画の見積りの精度を評価した。
- ・事業計画の達成状況及び経営環境の変化の有無を検討するために、MCC社の経営者へ質問を実施するとともに、取締役会議事録を閲覧した。
- ・事業計画の重要な仮定(既存顧客からの継続的な受注 及び新規顧客の獲得、利益率改善)については、会社の 経営者へ質問するとともに、主に以下の手続を実施し た

既存顧客からの継続的な受注:

顧客関連資産の算定の基礎となった顧客減少率と当連結 会計年度の顧客減少率を比較検討した。

新規顧客の獲得:

株式取得時の事業計画における新規顧客の受注金額と当連結会計年度の新規顧客の受注金額を比較検討した。

利益率改善:

株式取得時の事業計画における利益改善率と当連結会計 年度の利益改善率を比較検討した。

- ・日本郵便株式会社とのゆうメール運送業務委託契約の 改定の影響が長期に及ぶと仮定した場合の割引前将来 キャッシュ・フローの感応度分析を実施した。また、事 業計画の重要な仮定と直近の実績を比較検討した。
- ・割引前将来キャッシュ・フローの総額が顧客関連資産及びのれんの帳簿価額を上回っていることを確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する 必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に 関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社JDSCの2025年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社JDSCが2025年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制 監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責 任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立し ており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適 切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内 部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、 内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任があ る。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月22日

 株
 式
 会
 社
 JDSC

 取
 締
 役
 会
 御
 中

有限責任監査法人トーマツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員

公認会計士 杉 原 伸 太 朗

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 伊 藤 裕 之

業務執行社員

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社JDSCの2024年7月1日から2025年6月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 JDSCの2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に 表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると 判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対 応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

メールカスタマーセンター株式会社に係る関係会社株式の評価の妥当性

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

注記事項(重要な会計上の見積り)に記載されているとおり、株式会社JDSC(以下、会社)は当事業年度の貸借対照表において、連結子会社であるメールカスタマーセンター株式会社(以下、MCC社)に係る関係会社株式2,225,600千円を計上しており、当該合計金額は総資産の39%を占めている。

会社は、市場価格のない株式等について、実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、当該実質価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と実質価額の差額は評価損として計上する。MCC社の株式について超過収益力を実質価額の算定に加味している。

超過収益力の評価にあたり、連結財務諸表に対する監査報告書の監査上の主要な検討事項「メールカスタマーセンター株式会社に係る顧客関連資産及びのれんの評価の妥当性」に記載のとおり、MCC社の将来事業計画の見積りは、経営者による判断を要するため、不確実性を有するものである。

MCC社の株式には金額的な重要性があり、当該株式の評価は経営者の主観や判断が含まれ将来予測には不確実性を伴うことから、当監査法人は監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当監査法人は、MCC社に係る関係会社株式の評価の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

- ・関係会社株式の評価に関連する内部統制の整備状況及び 運用状況を評価した。
- ・実質価額に反映されている超過収益力が毀損していない かどうか検討するため、株式取得時の事業計画と実績を比 較した。
- ・事業計画の達成状況及び経営環境の変化の有無を検討するために、MCC社の経営者へ質問を実施するとともに、取締役会議事録を閲覧した。
- ・事業計画の重要な仮定(既存顧客からの継続的な受注及び新規顧客の獲得、利益率改善)については、会社の経営者へ質問するとともに、主に以下の手続を実施した。

既存顧客からの継続的な受注:

顧客関連資産の算定の基礎となった顧客減少率と当事業年 度の顧客減少率を比較検討した。

新規顧客の獲得:

株式取得時の事業計画における新規顧客の受注金額と当事 業年度の新規顧客の受注金額を比較検討した。

利益率改善:

株式取得時の事業計画における利益改善率と当事業年度の 利益改善率を比較検討した。

- ・日本郵便株式会社とのゆうメール運送業務委託契約の改定の影響が長期に及ぶと仮定した場合の感応度分析を実施した。また、事業計画の重要な仮定と直近の実績を比較検討した。
- ・MCC社の株式の帳簿価額と超過収益力を反映した実質価額を比較し、実質価額の著しい低下の有無を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象 を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。